

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立委員会（第1回） 議事録

日 時：平成19年5月24日（木） 15：00～

場 所：総務省 901会議室

【事務局（淵江課長）】 それでは、皆さんおそろいいただきましたので、これより独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立委員会第1回会合を開催させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様におかれましてはご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。私、総務省郵政行政局貯金企画課長・保険企画課長をしております淵江でございます。本日は、事務局を担当するとともに、委員長が決まるまでの間、議事進行をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

まず、本日の資料を確認させていただきたいと思っております。クリップにとめてある資料があるかと思いますが、表紙の次に資料の目次がございまして、その後、資料1、資料2、資料3から4まで、横綴じでございまして、入っているかと思っております。その後に参考資料というのがございます。ご確認くださいと思います。そのほか、席上にファイルで実施計画の概要と、六法、機構の所在地をご参考までに置かせていただいております。ございますでしょうか。

続きまして、私のほうから設立委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

まず、総務省総務審議官有富寛一郎。

【有富委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【事務局（淵江課長）】 内閣法制次長梶田信一郎様。

【梶田委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【事務局（淵江課長）】 日本郵政株式会社代表取締役社長西川善文様。

【西川委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【事務局（淵江課長）】 財務事務次官藤井秀人様。

【藤井委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【事務局（淵江課長）】 財団法人日本データ通信協会理事長平井正夫様。

【平井委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【事務局（淵江課長）】 郵政行政審議会会長森下洋一様。

【森下委員】 よろしくお願いいいたします。

【事務局（淵江課長）】 以上、6名の方々にご就任いただいております。どうぞよろしくお願いいいたします。

続いて、副大臣のごあいさつを予定しておりましたが、少し到着がおくれていますので、先に進めさせていただきたいと思えます。

ここで、総務省側の出席者をご紹介させていただきます。郵政行政局長須田和博。

【事務局（須田局長）】 よろしくお願いいいたします。

【事務局（淵江課長）】 郵政行政局長総務課長原口亮介。

【事務局（原口課長）】 よろしくお願いいいたします。

【事務局（淵江課長）】 それと私、郵政行政局長貯金企画課長・保険企画課長の淵江でございます。それから、一番右端に郵政行政局長保険企画課長保険計理監理官鈴木一広でございます。

【事務局（鈴木監理官）】 よろしくお願いいいたします。

【事務局（淵江課長）】 以上でございます。

それでは、議事（1）の委員会規則の制定に入らせていただきます。事務局のほうで規則案をご用意させていただきました。資料2でございます。

（田村総務副大臣入室）

【事務局（淵江課長）】 途中ではございますが、田村副大臣がご到着なされましたので、ごあいさつをいただきたいと思えます。副大臣、よろしくお願いいいたします。

【田村総務副大臣】 どうもすみません。遅くなりまして申しわけありませんでした。総務副大臣の田村憲久でございます。独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立委員会、きょうは大変お忙しい中、皆様方にはお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。また、このたび委員をお引き受けいただきましたこと、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ご案内のとおりでございますけれども、いよいよ郵政民営化ということに相なるわけがありますが、今までの国あるいは公社の折の郵便貯金、また簡易生命保険、この契約に関しましては、これは政府保証を引き続きしっかりと守りながら契約者に対しまして約束を守っていかねばならないわけでありまして、一方で、これを新しい民営化した会社に引き継ぐということになりますと、これはイコールフットイングの問題が起こってくるわけでありまして、イコールフットイングの問題というのはまさに郵政民営化における根幹理

念の部分でございますから、そういう意味からいたしますと、新旧の勘定をしっかりと分離をしていかなければならないわけでありまして、その意味から今回公的な主体としてこの独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を設立するわけでありまして。

これは十分皆様方ご承知のとおりでございますが、言うなれば、郵政民営化をするためにはこの機構がなければできないという最も重要なそういう役割を担っていただくわけでございますから、そういう意味では本当に皆様方一人一人のお力を是非ともお貸しをいただきたいわけでございます。

いよいよと民営化が目前に迫ってまいりました。残り4カ月余りということになってきたわけでありまして、今、公社、そして新しい会社のほうでそれぞれ準備を進めてきておるわけでありまして。我々総務省といたしましても、何としても国民の皆様方に民営化してよかったなど、そういう結果をぜひとも実現をしてまいりたい、このように思っておりますので、どうか委員の皆様方にはそれぞれの分野におきましてお力添えを賜りますように心からお願いを申し上げます。

ちょっときょう大臣は、今、委員会開催中でございますので、おじゃますることができないということで、皆様方によろしくお伝えくださいということでございますので、ご報告申し上げまして、冒頭一言ごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（淵江課長）】 ありがとうございます。ここで、田村副大臣、公務ご多忙でございますので、ご退席いただきます。

【田村総務副大臣】 どうもすみません。失礼します。

（田村副大臣退室）

【事務局（淵江課長）】 それでは、改めまして委員会規則案の制定につきまして、議事に入らせていただきます。資料2に事務局の方で規則案をご用意させていただきましたので、簡単に概要だけご説明させていただきます。

まず第一条、組織でございますけれども、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の設立に関する事務を処理するために独立行政法人通則法の規定に基づいて、総務大臣に命ぜられた設立委員をもって、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立委員会を組織するということになってございます。

第二条でございますが、委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任するということになってございます。第二項で、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名

する委員が、その職務を代理するという事になってございます。

それから、第三条でございますが、決議事項としましては、登記すべき事項、それから民営化法の規定でございます簡易生命保険責任準備金算出方法書の作成及び総務大臣への認可申請、第三項で、設立に当たって必要な契約そのほかの準備行為は設立委員会ができることになってございまして、その他設立に関する重要な事項、これを決議し執行することといたしております。前項に掲げる以外の事項につきましては、委員長の執行に委ねるということになってございます。

飛んで第六条でございますが、定足数は委員の過半数の出席をもって開くことといたします。

第七条で、委員会は過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところということになってございます。

続きまして、1ページめくっていただきまして、第十条でございますが、会議は非公開といたします。会議資料につきましては公開とします。会議において特に必要があると認められたものは、非公開とすることができるということになってございます。

それから、第十一条で、会議の議事概要は議事録に記載しなければならないとなっております。第三項で議事録は公開とします。ただ、議長が特に必要があると認めた事項については非公開にすることができるということになってございます。

第十二条で事務局でございますが、この庶務は総務省郵政行政局貯金企画課において処理させていただきます。

雑則で、この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めることができるということになってございます。

以上、概要を簡単にご説明させていただきましたが、この規則案につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

特にご意見、ご質問がないようでしたら、原案どおり決定させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【事務局(淵江課長)】** ありがとうございます。ただいま決定された委員会規則第二条第一項におきまして、当設立委員会の委員長は「委員の互選により選任する」となっております。ここで、議事の(2)委員長選出に移りたいと存じますが、まず、委員長につきまして委員の皆様方ご意見ございますでしょうか。

【有富委員】 総務省総務審議官の有富でございます。

私としましては、森下委員に委員長をお願いしてはどうかというふうに思います。改めてご紹介するまでもありませんけれども、森下委員は郵政行政審議会の会長の職におられます。郵便貯金及び簡易生命保険の事業に精通をしておられます。また、本機構は旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の債務の管理を行うということを目的としておりますので、委員長として森下委員が適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局(淵江課長)】 ただいま有富委員のほうから森下委員のご推薦がありました、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局(淵江課長)】 異議もないようですので、森下委員に委員長をお願いしたいと存じますが、森下委員、お引き受けをお願いできますでしょうか。

【森下委員】 承知いたしました。

【事務局(淵江課長)】 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、これからは、森下委員長に進行をお譲りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【森下委員長】 ご指名をいただきましたので、委員長を務めさせていただきます。機構の円滑な設立のために委員の皆様方のご協力もいただきまして、務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、委員会規則第二条第二項では、「委員長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理すること」となっております。そこで、委員長代理につきましては、有富委員を指名いたしたいと思っておりますので、よろしくお引き受けいただきたいと思っております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思っております。次は、「(3) 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画(機構分)について」となっております。先月27日付で日本郵政株式会社から政府に対し、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可申請が行われました。本計画は機構が承継する資産の内容など機構の設立に当たり、我々が承知しておくべき事項が記載されているとのことであります。我々といたしましても、機構の設立を円滑に実施する観点からその内容に大きな問題がないか確認をしておきたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局(鈴木監理官)】 保険計理監理官の鈴木と申しますが、私のほうからご説明さ

せていただきたいと思います。

資料3-1に入る前に、参考「郵政民営化のこれまでの経緯と今後のスケジュール」の資料の2ページだけご説明させていただきたいと思います。「今後の主なスケジュール」とタイトルが入っている資料でございます。参考資料の2ページでございます。表形式になっておりまして、民営化全般、それから機構関連ということでスケジュールがつくってございます。今、委員長からもお言葉をいただきましたように、4月27日に日本郵政株式会社のほうから内閣総理大臣、それから総務大臣のほうに承継に関する実施計画の認可申請が出ております。

お手元の紙ファイルをめくっていただきますと、実施計画全体の概要が載っております。これからご説明するのは資料3で、機構の部分でございますが、全体はそこに出てございます。

この認可申請を受けまして、現在実施計画の審査中でありまして、審査の過程においては郵政民営化委員会の意見聴取等の手続も経るということになっているわけでございます。右側の機構関連という意味では、5月24日、本日の第1回設立委員会ということでございまして、民営化全般のスケジュールとしては、9月上旬に実施計画の認可を内閣総理大臣、総務大臣のほうですというスケジュールで今進めておりまして、その認可を受けまして、設立委員会としては第2回を9月上旬または中旬ということで予定をしております。ここで設立委員会のほうでやっていただく準備行為について正式に決めていただいて、10月1日には全体の民営化、それから機構の設立という流れになるということでございます。

今後の主なスケジュール、簡単でございますが、まずこれだけご説明をさせていただきます。資料3のほうに移りたいというふうに考えております。まず資料3-1で「実施計画（機構分）の構成とポイント」ということでございます。先ほどの紙ファイルの赤い見出し紙をめくっていただきますと、そこに機構分の実施計画の本文は添付してございます。必要に応じてごらんいただければと思います。

機構の実施計画につきましては大きく3つの構成になっておりまして、まず1つ目の部分としては、機構に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲という項目がございまして、ここに郵便貯金・簡易生命保険の管理のための業務の内容が記載されております。本文のほかに別添資料というのがついてございまして、機構と郵便貯金銀行の間の特別預金契約、業務委託契約、それから機構と郵便保険会社との間の再保険契約、業務委託契約

の案がございます。この部分につきましては、こういう本文の記述や契約が機構の業務を確実に実施できる内容になっているかという観点からごらんいただくことになるものと考えております。契約の概要につきましては、後ほど資料の3-2を使いましてご説明させていただきます。

実施計画の2つ目の部分、機構に引き継がせる資産・債務その他の権利及び義務という項目がございます。機構には郵便貯金勘定と簡易生命保険勘定の2つの勘定があることになっております。それぞれの勘定につきまして、計画ではどのような資産・債務、権利・義務が承継されるかが記載されてございます。ここの部分のポイントとしては、機構の業務遂行に必要な資産・債務が承継されているかという観点でごらんいただくものと考えておりまして、承継する資産・債務の概要は後ほど資料3-3で説明をさせていただきます。

それから、実施計画の3つ目の部分、機構への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項という項目がございます。ここには機構の業務の関係法令の適用ということである民営化法に書いてある事項がこの実施計画のどこが該当する部分になるというような記述、あるいは設立委員の準備行為として、ここに書いてありますような契約を締結していただくというようなことが記載されております。別添資料として借入契約がついてございまして、その借入契約の内容は資料3-4でご説明させていただきたいというふうに考えております。

では、資料3-2に移らせていただきます。機構の業務の関係についてあります契約の案でございます。まず1つ目は特別預金契約でございます。これは機構と郵便貯金銀行の間で締結される契約でございます。

契約の内容を3つの観点から整理をしております。1つ目としては、民営化法等に定められた契約に盛り込むべき内容に係る事項ということで、特別預金契約にはこういう事項を定めなさいということが法律で決まっております。それがちゃんと書かれているということを記しております。関連の法律の条文をそこに参考に書いております。

大きな部分としては、機構は公社から定期性預金を承継いたしますが、その定期性預金の総額につきましては、郵便貯金銀行に対する預金という形で債権を取得することでありまして、それに対する預入に相当するものは郵便貯金銀行が公社から承継する資産をもって充てるということになっているということでありまして、それが今(1)の部分でございます。また(2)の部分としては、承継後、機構に対して旧契約の預金者から預入があった場合、例えば積立預金等につきましては、承継後も預入があるわけですが、そういう

承継後の預入につきましては、機構がその預かったお金を郵便貯金銀行に預金するという  
ことになっております。これがコアの部分でございまして、あと（３）、（４）、（５）の部  
分につきましては、郵便貯金銀行が特別預金に関しまして国債等の安全資産を保有すると  
いう義務がありまして、それに関する、つまり安定した運用ができるということを規定し  
ている内容でございます。

それから、契約の大きな項目の２番目として、特別預金の内容として定めるべき事項と  
いうことで、預金の預入条件、払戻しの方法が書いてございまして、いずれも機構が承継  
する郵便貯金の内容と同じ、郵便貯金の払戻し請求があったときに払戻しをするというこ  
とで、機構を通じて実際のお客様との間のお金のやりとりがなされるということござい  
ます。

３番目は、その他一般的に契約において定められる事項が定められているということ  
でございます。

１枚めくっていただきまして、次は、再保険契約の主な記載事項ということで、これは  
機構と郵便保険会社の間で結ばれる契約でございます。同じように３つのまとまりで整理  
をいたしまして、１番目の法律で定められた事項ということについては、保険にしまし  
ては公社から機構が承継する保険責任のすべてについて、郵便保険会社に再保険に出す  
ということでありまして、その再保険料の支払いについては、郵便保険会社が公社から承継  
する資産をもって充てるということになっているということでございます。（３）、（４）に  
つきましては、安全資産の保有義務ということで、特別預金と同じでございます。

それから、再保険の内容として定めるべき事項ということで、再保険料、再保険金の額、  
それから再保険金の支払い方法等が書いてございますが、これも特別預金と同じようにお  
客様との関係では、機構を通じて、実際承継した保険契約と同じ内容でお客様との間のお  
金のやりとりがなされるという内容になってございます。

それから、（４）につきましては、利益の関係でございまして、再保険配当の計算方法と  
いうのがこの再保険契約の中に書かれてございます。郵便保険会社は、機構から再保険と  
いう形ですべての保険契約に係る資産について実際の運用をしているわけですが、  
旧契約分の運用から生じた利益につきましては８割を機構に配当として還元するというこ  
とで、この８割の配当を受けて機構のほうでお客様に配当をするということでありませ  
う。この８割という数字につきましては、機構と郵便保険会社の間で毎事業年度、変更の必要  
があるかどうかということ協議するという内容になっております。

(5) は、責任準備金の話でありまして、機構が再保険に出しているものについて、確実に資産として確保できるようにということで責任準備金の基準を定めているということでございます。

その他一般的に契約において定められる事項は同様でございます。

1枚めくっていただきまして、業務委託契約の記載事項でございます。この業務委託契約は、郵便貯金銀行、郵便保険会社、いずれとも契約を結ぶと。これは、機構自身は実際の業務運営体制を持っていない小さな組織でございますので、お客様との間の貯金の払戻しや保険金の支払いを郵便貯金銀行、郵便保険会社にやっていただくというために必要となるものでございます。大きく4つのグループに中身を整理しておりまして、1つ目としては、受託者の的確・効率的な業務実施を確保するための事項ということで、機構の受託者への関与として、業務取扱手続を策定する場合には、機構と協議をするようにというように定めておりますし、その他受託者側の業務執行体制、それから受託者側の機構への協力というのを定めております。

2番目の大きな項目として、郵便貯金・簡易生命保険の利用者の保護のための事項ということで、受託者側における営業所とか営業日の確保、あるいはお客様への情報提供の確保等について定めております。

3番目のグループとして、受託者による委託契約の確実な履行を担保するための事項ということで、委託業務の一部を受託者が再委託、再々委託するに当たっては機構の同意が必要だということにしております。また、この業務委託契約の変更・解除については総務大臣の認可が必要だということにしております。

4番目の事項につきましては、特に(1)の契約期間でございますが、郵貯の委託業務につきましては、契約期間は10年間といたしまして、その後は期間の定めのない契約に移行するとなっております。簡保につきましては再保険契約の終了等がない限り続くこととし、原則無期限という形で安定した業務執行体制を確保するということで長期の契約期間が定められております。

続きまして、資料3-3に移りたいと思います。「機構が承継する資産・債務等の概要」ということでございます。

先ほど申し上げましたように、機構には2つの勘定がございまして、勘定別につくってございます。まず郵便貯金勘定に承継させる主な資産・債務等ということでありまして、公社から機構は定期性貯金を承継するというので、お客様との関係では債務ということ

になり、それを郵便貯金銀行に特別貯金という形で預けるときは資産ということで立っておりまして、132兆円余りということでもあります。

それから、公社が預金者貸付、地方公共団体貸付をしていたものについては機構が承継をするということで資産の側に立ってございまして、それに見合いのものとして債務側に郵便貯金銀行からの借り入れということで、それぞれ4兆円余りが立っております。その他、未払い収益、未払い費用等がございまして、資産・債務の差額が資本金になるということでありまして、実施計画においては郵便貯金勘定の資本金相当額としては63億円ということになってございます。

これがバランスシートでございまして、3番のその他の権利・義務につきましては、郵便貯金等に関する公社の権利・義務を承継するという内容になってございます。

なお、資料の一番下の※印のところ「機構の主たる事務所」につきましては、登記が必要ということでありまして、ここでご説明をさせていただきたいのですが、お配りした資料の最後にカラーの横長のペーパーがついていたと思いますが、現在公社が賃借をしているビルを、賃貸借契約を公社から承継して機構の主たる事務所とするということでありまして、虎ノ門のMTビルの1フロアの半分程度、虎ノ門パストラルの近くでございまして、ここを機構の主たる事務所として考えているということでございます。

資料3-3に戻っていただきまして、2ページでございまして、簡易生命保険勘定に承継させる主な資産・債務ということで、簡保につきましては、保険の内容としては、お客様に保険金を支払うために積み立てている準備金というのが一番大きなお金としてあるんですけれども、それにつきましては、すべて再保険に出すということになっておりまして、これはバランスシート上は出てまいりません。

※印の一番上のところに「郵便保険会社に対し再保険に付した保険準備金相当額は機構の貸借対照表に資産として計上されない」ということで、当該準備金相当額は110兆円余りということでありまして、これは機構のバランスシートには出てこない形になります。ただ、実際に機構の財務諸表をつくる場合には、これを注書きで付記することによって簡易保険の規模をあらわすことを考えております。

バランスシートといたしましては、債務のほうに支払備金ということで、支払事由が既に発生しているのですが、まだ払っていない額、例えば満期が来ているがお客様がまだ取りに来ていないというような、いわばお客様からお預かりしているお金がありまして、それを郵便保険会社のほうに預けているということで資産の側にも載っております、8、

790億円、それから資産の側で公社がやっております契約者貸付等を貯金と同じように引き継ぎまして、それに見合いの債務として郵便保険会社から借り入れるということで、これが21兆円余りということでもあります。

簡易生命保険勘定のほうにつきましては、資産と債務の差額が7億円ということで考えてございまして、7億円が資本金相当額ということになるということでもあります。

その他の権利・義務につきましては、貯金と同様に、契約等に係る公社の権利・義務が承継されるということでございます。

それから、資料の3-4でございますが、借入契約の概要でございます。この借入契約は、機構と郵便貯金銀行、郵便保険会社それぞれと結ぶということで、先ほどの承継する資産・債務の資料にもありましたが、預金者貸付等の原資を確保する形で借り入れるということでもあります。この契約の内容も3つの大きなグループで中身を整理しておりまして、1つ目としては、承継に関する基本計画でこの借入契約に盛り込むべきとされた内容が書いておりまして、機構が承継する貸付と同じ額の借入債務を負う、それから借入条件は機構が承継する貸付と同じということになっております。

それから、2番目の借入金の増額・返済に係る事項ということで、機構は承継後新たな預金者貸付を行えば同じ額を郵便貯金銀行、郵便保険会社から借り入れる、それから、貸付の返済があれば、それに相当する借入金を返済するというもので、1番、2番を通じて貸付の債権と借入の債務がバランスするようにつくられているということでございます。

その他は一般的に契約に定められる事項ということでございます。

ちょっと駆け足でございましたが、機構の実施計画の概要についてご説明いたしました。

**【森下委員長】** 説明は以上ですね。ありがとうございました。

ただいまご説明をいただいた内容につきまして、ご質問等ございましたら、どうぞおっしゃっていただきたいと思っております。特にございませんでしょうか。

(質問なし)

それでは、本計画は、現在、政府において認可の可否について審査が行われているということでございますが、ご説明いただいた内容から大きな変更がなく認可された際には、本委員会といたしましても、計画に添付された各契約の締結などの準備行為を行ってまいりたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【森下委員長】** ご理解いただいたようでございますので、本日の議事は以上でござい

ます。

事務局からございましたら、どうぞ。

**【事務局（淵江課長）】** 本日の委員会のプレス対応と議事の公表について、ご確認させていただきたいと思います。本委員会のプレス対応につきましては、委員会終了後、委員長とご相談の上、事務局において審議の内容を簡潔にまとめて委員長のご了解をいただいた後、議事概要として速やかに公表したいと思っております。

それから、議事録につきましても事務局においてとりまとめて皆様方にご確認をいただいた上で、委員会規則のとおり公開させていただきます。さらに、会議資料につきましても、参考資料である実施計画の機構の所在地の説明資料を除く会議資料につきましては、委員会規則のとおり公開ということにいたしまして、問い合わせに応じて事務局の方で対応させていただければと思っております。

なお、次回の会合は9月の上旬から中旬ぐらいを想定しておりまして、詳細な日時等につきましては、委員長とご相談の上、別途、調整させていただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

**【森下委員長】** 次回会合の日程の点もまた調整の上ご連絡いただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、皆さんお忙しい中集まっておいただきまして、以上をもちまして、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立委員会の第1回の会合を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —